

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年6月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700400 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800005 号

第 1 結論

昭和 48 年*月*日から昭和 54 年 3 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年*月*日から昭和 54 年 3 月 1 日まで

私が 20 歳から就職するまでの学生の間、両親が私の将来のためと思い、国民年金保険料の支払いを毎月したと思われる。私が学生の間、ずっと国民年金保険料を支払い続けたと聞いており、当時の額で月々 1,000 円から 3,000 円位の国民年金保険料を確かではないが支払ったと思われる、消えた年金と言われても当然であろうと考えている。

親から生前、国民年金保険料を支払い続けたと聞いたことがあるので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない上、オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得日 (昭和 48 年*月*日) 及び喪失日 (昭和 54 年 3 月 1 日) の入力処理は、請求期間後の平成 16 年 6 月 24 日に行われたことが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、両親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、これらを行ったとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700374 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1800002 号

第 1 結論

昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 41 年 12 月 2 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 41 年 12 月 2 日まで

〔 支 給 済 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 35 年 1 月 11 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 41 年 12 月 2 日まで 〕

私は、昭和 41 年 12 月に結婚し、A 事業所を退職した後、脱退手当金の手続のために B 社会保険事務所 (当時) へ厚生年金証書を送ったが、その後は何の連絡もなかった。

夫が平成 25 年 * 月に死亡し、遺族年金の手続をしたとき、私に脱退手当金が支払われていることを知った。

私は脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 事業所を退職した後、脱退手当金の手続のために B 社会保険事務所へ「厚生年金証書」を送付したと陳述していることから、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたことがうかがえる。

また、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 5 か月後の昭和 42 年 5 月 2 日に支給決定されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の請求者の氏名は、支給済期間②の事業所を退職した約 4 か月後の昭和 42 年 3 月 23 日に旧姓から新姓に氏名変更処理がなされており、請求期間の脱退手当金が同年 5 月 2 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の手続が行われたと考えられる。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。